

一九九〇年代初頭のアーカイブズ理解について

梅 村 郁 夫

はじめに

日本の文書館界におけるアーカイブズ理解は、管見の限りでは、北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」（地方史研究協議会編『地方史研究』第二二八号、同協議会、一九九〇年一二月）、安藤正人「文書館についての四章」（尼崎市立地域研究史料館編『地域史研究』第二〇巻第二号、同館、一九九一年二月）の二論文をもって、一つの到達点に達したと思われる。

北川・安藤両論文に示されているアーカイブズ理解は、すでに一九五〇年代後半に、鈴木賢祐を中心とする山口県立山口図書館のメンバーによって発表されていた^①。この山口図書館員が紹介したアーカイブズ理論ないし理解は、アメリカを中心とした欧米の文書館観に依拠していた。そのため、当時の関係者にとっては机上の理論・理解であり、文書館の運営や研究を通じて獲得されたものではなかつた^②。一方、北川・安藤両論文の場合、日本の文書館三〇余年の歴史・実践の中から生み出された地平である。それゆえ北川・安藤両論文は、一九九〇年代に入つてやつと日本の

文書館界が獲得した共有財産である、と評価しても過言ではないであろう。

そこで本稿では、九〇年代初頭の日本におけるアーカイブズ理解（の到達点）を、北川・安藤両論文を通して考察することとした。なお、アーカイブズの邦訳は、現在のところ定訳はないが、ここでは施設の意味としては「文書館」という訳語を、非現用の記録の意味としては「文書記録」という訳語を使用する⁽³⁾。また、北川・安藤両論文からの引用に際し、両論文からの引用が前後関係から明らかである場合は、註を省略する。

一 北川・安藤両論文における文書館理解

1 北川論文

北川論文では、「史料保存運動を標榜する『学界関係者』」、「学界からの『注文』とその『請負』を彼我の基本関係とするかのような文書館関係者の姿勢」、「昨今の自治体文書館一边倒論や『地域文書館』待望論」を批判して、史料保存運動と文書館運動とは本質的に違うということを主張することに執筆の意図があると思われる。そのため旧來の史料保存機関と文書館との間の本質的な差異についての説明が、論文の基調となっている。ところで両者の本質的な差異は、文書館が「『単なる史料保存』機関ではな」く、「旧前の保存方式を大きく越えた独自の原理と領域をもつ、別次元の発展段階」の機関であることに、起因しているという。そこでこの独自の原理・領域・次元を把握するため、まず同論文における旧來の史料保存機関と文書館についての説明からみていく。

▽旧來の史料保存機関
旧來の史料保存機関は「ひとり歴史学の一定のジャンルなりテーマなりの要請に沿つて」設立されており、「歴史学（それも特定の分野）への直接的な奉仕！を役割とする」施設である。

▽文書館

文書館とは、「何よりも当該組織体系『みずからが…』日々作成・廃棄しているところの『みずからの…』文書記録について、『みずからが…』歴史的に『あまねく…』公共的に保存し公開していくの施設」である。

この説明は、〈旧來の史料保存機関は、歴史学のために過去の「史料」を収集した施設にすぎないが、文書館は、文書記録の作成者（当該組織）みずからが、みずからの文書記録を、意識的に体系的に、みんなのために未来に向けて、保存公開する施設である〉と、換言することができる。

このような説明には、両者の本質的な差異、すなわち旧來の史料保存機関とは違った文書館独自の原理・領域・次元が示されている。「文書のライフサイクル」・「文書管理システム」から文書館を俯瞰した場合、文書館は当該組織の文書管理システムの末端に位置する。そのことは、文書記録の作成者（当該組織）のみが文書館に文書記録を保管保存することを示している。旧來の史料保存機関ではこのようなことは絶対にあり得ない。それゆえ〈みずからが、みずからの文書記録を保存公開する〉ということこそ、文書館独自の原理となるのである。統いて、〈みずからが、みずからの文書記録の保存公開〉という場合、それは必然的に現在の文書記録を未来に向けて保存公開することになる。つまり旧來の史料保存機関が過去を対象とするのに対し、文書館は現在・未来を対象とする独自の領域をもつのである。そして保存公開は歴史学のためだけではなく、あらゆるすべての人たために行われる。文書館が別次元の發

展段階にある所以である。

以上のような文書館理解・文書館原理は「三つの『み』」というキャッチフレーズで表現されている。

- ① 「みずからが…」「みずから…」文書記録の保存公開
- ② あまねく「みんなの…」ために、の文書記録の保存公開
- ③ 遠く「みらい（未来）に…」向けて、の文書記録の保存

ここに北川論文における文書館理解の要諦が示されている。

2 安藤論文

安藤論文は、第一章「文書館とは何か」、第二章「文書館と図書館・博物館」、第三章「文書館と市民」、第四章「文書館と行政」の四章から構成され、「文書館」というものの現代社会における役割を、「できるだけわかりやすく」「一般市民」に説明することを目的としている。同論文における文書館理解は、第一章「文書館とは何か」で明示されており、他の三章は、第一章の補足ないしは詳細な説明といえる。

さて、同論文においては、「文書館」というのは、行政機関・企業・団体など、さまざまな組織体あるいは個人が、その活動のなかで作成したり受け取つたりしたナマの文書記録を、永久保存して一般の利用に供する施設のこと』であると説明されている。この定義は北川論文の「三つの『み』」と同じものといえる。すなわち、「行政機関・企業・団体など、さまざまな組織体あるいは個人が、その活動のなかで作成したり受け取つたりしたナマの文書記録」は、「三つの『み』」の①に対応する。実際安藤氏は、「文書館はだれが作るか」の節で「自らの文書館を設けるべき」「営業や企業経営」に役立つ。

だと主張し、北川論文の「三つの『み』」を紹介している。「一般の利用に供する」は「三つの『み』」の②に、「永久保存」は③に当てはまる。

右のように定義された文書館には、三つの目的があるといふ。第一は「文化遺産の保存」という目的。「記録文書は、年月がたつと人間の活動の歴史をあとづける」ものとなり、これを保存することは、「貴重な知的文化遺産」の保存につながる。第二は「市民の権利の保障」という目的。行政機構が設置した文書館の場合、当該組織の活動＝行政は「市民全体の委託を受けて行な」われていることから、行政遂行の過程で作成される「公文書は市民の共有財産」であり、これを保存公開することは、「市民のさまざまな権利を擁護」することになる。第三は「行政あるいは経営の効率化・高度化」という目的。「過去の文書記録に記された情報」は、当該組織の活動、すなわち「現実の行政運営や企業経営」に役立つ。

安藤論文にみられる大きな特色は、市民と文書館との関わりについて論述されていることである。一般市民を対象として執筆されているためか、市民にとって文書館がいかに大切なものであるかが、平易に説明されている。これが同論文における文書館理解のポイントである。

二 両論文の到達点

北川・安藤両論文で論及された「文書記録の保存主体者と保存対象物」および「文書館と市民との関係」の二点には、注目すべき地平・理解が含まれている。もちろん、この二点について言及したもののは外にもあり、北川・安藤両

論文が初めてではない。しかし、執筆意図や紙数の関係からか、北川・安藤両論文ほど意識的・意図的にかつ具体的に、この二点について論じた論文は、管見の限りでは外には見当たらない。ヨーロッパ経済史を専門とし、何度もヨーロッパの文書館を利用した経験を持つ北海道大学の石坂昭雄氏は、文書館について次のように述べている。「文書館の役割ないし目的について」、「私と同じ仲間の歴史家などの研究者もふくめて、かなりの誤解があるのではないかと思います」。〔文書館の課題とはなにかを、仲間の歴史研究者の皆さんからお叱りをうけるかもしれませんのが、あって誤解を恐れずに単純化して申しますと、現在の様々の記録、すなわち文書を、将来のために選別し、保存する」（傍点引用者）ことであり、「文書館は、けつして歴史家だけの専有物ではございません⁽⁶⁾」。残念ながら、このような文書館理解は、文書館関係者すべてに共有されているとはいがたい。それゆえ「文書記録の保存主体者と保存対象物」および「文書館と市民との関係」の二点に含まれている地平・理解は、文書館理解の飛躍につながることになるのである。

では、この二点にどのような地平・理解が含まれているのか。まず最初に「文書記録の保存主体者と保存対象物」の点からみていこう。両論文においては、文書記録の保存主体者は「みずからが（当該組織）」であり、保存対象物は「みずからの」であった。すなわち「みずからが」「みずからの」文書記録を保存するものとされていた。この命題は、保存主体者の業務・活動が歴史的評価にさらされ、保存主体者の社会的責任が問われることを意味している。それゆえ、保存主体者の意識変革・自己変革なしには文書館システムの発展はあり得ないとということになる。こうした意味において、文書記録の保存主体者と保存対象物とを明らかにするということは、重大な意味・地平を持つことになるのである。また、「みずからが」「みずからの」文書記録を保存公開することは、「我が国の民主主義・国民

主権にとつての試金石⁽⁶⁾」であり、「民主主義社会のルール⁽⁷⁾」である、という認識は、文書館を民主主義という視点から理解する地平を提示したことになる。

ところで、この命題を意識的に論ずるということは、行政機構設立の文書館にあつては公文書を引継・保存することが業務の中心である、ということの再確認・強調につながる。これはいくら再確認・強調してもしそぎることはない。「民間史料はどうなのか!、文書館としてどうするつもりなのか…!」と、民間史料を「文書館の『主賓』?」のように⁽⁸⁾錯覚した文書館理解が、まだ見られるからである。「アーカイブズとはなにか」ということを国際文書館評議会（I.C.A.）の定義から考察した場合、行政機構設立の文書館では当該組織の文書記録||公文書が「当主」であり、民間史料は第二義的・補完的な文書記録でしかない。ユネスコから派遣されたフランク・B・エヴァンズ博士が、日本的地方文書館を視察した際、「とくに県庁からの不斷の移管・受入れについての制度的保障があるのか、どうかといいう点について、強い関心をもたれていた⁽⁹⁾」ことは、その一証左といつてよいであろう。

次に、「文書館と市民との関係」の点についてみてみよう。この点を論ずることには、二つの意義がある。第一に、文書館と一般市民との関係を説明するということは、文書館と一般市民との結び付きを歴史学以外の立場から説明することになり、「文書館は歴史研究機関である」とか、「歴史学と史料利用の立場からの文書館論」といつた、旧来の文書館観||史料館的文書館觀とは次元の異なる新たな文書館像を示す結果となる。それは史料館的文書館觀からの解放を促す効果を持つ。確かに、文書館は歴史研究にも役立つが、それ以外の目的にも利用される施設なのである。文書館を「古文書館」としてしか認識していない人々に、「文書館と市民との関係」を説明することは、人々の文書館認識の是正に大きな効果を發揮するであろう。

第二に、「文書記録の保存主体者と保存対象物」のところでも述べたのと同様に、ここでも文書館を民主主義という視点から理解する地平を提示したことである。安藤論文では、文書館の目的に「市民の権利の保障」が挙げられていた。文書館所蔵の文書を裁判で証拠資料として利用する、「行政や公共性の高い企業の活動を知り、これに対しても発言し、参加する権利」を保障する、といったこれらの文書館理解は、すぐれて民主主義との関係なしには理解できない地平といえるであろう。

以上、「文書記録の保存主体者と保存対象物」および「文書館と市民との関係」の二点には、

- ①文書記録の保存主体者の社会的責任と意識変革・自己変革
- ②歴史研究のための文書館・史料館という、史料館的文書館観からの解放
- ③文書館と民主主義

という三つの地平・理解が含まれている。これらが、九〇年代初頭の日本の文書館界が獲得した地平・理解であり、一到達点である。

三 文書館と民主主義

前記三つの地平・理解の一つである文書館と民主主義との結び付きについては、両論文は詳しく述べてない。「文書館と民主主義」という地平・理解を抜きにしては、九〇年代初頭のアーカイブズ理解を考えることはできないので、ここではその点について論じてみよう。

文書館理解の出発点は、「みずからが」「みずから」の文書記録を保存公開するという点にあつた。では、なぜ「みずからが」「みずから」の文書記録を保存公開しなければいけないのか。まず最初に、この命題の論証からはじめていこう。

人間と動物を区別する指標にはいろいろあるが、その一つに文字の発明・使用が挙げられる。文字は、組織体である個人であれ、人間の活動に応じて使用される。その結果文書記録が作成されたり、文書記録を受け取ったりする。文書記録がちくいち集積・蓄積されると、その記録群を通して活動主体の活動状況全体を把握することが可能となる。つまり、記録群により活動主体の活動体系・構造を把握することができるようになる。換言すれば、記録群は体系的に構造的性格を有していると言える。^[12] それゆえ、文書記録の保存は、活動主体の活動体系・構造を表現するような保存の仕方でなければならない。そのような保存をすることができるのは、第三者ではなく、活動主体「みずからが」自身である。当然「みずから」の文書記録の保存となる。

また、文書記録の誕生から廃棄までの「文書のライフサイクル」「文書管理システム」という点から考察した場合でも同様である。第三者が他の活動主体の文書管理システムに関与することは不可能である。活動主体「みずからが」自らの文書記録の管理にあらざるを得ない。このような観点においても「みずからが」「みずから」の文書記録を保存公開しなければならないのである。

(ア) 行政機構・裁判所・議会等の公共組織・施設、(イ) 政党・労働組合・病院・宗教団体・NTT・JR等の公共的性格を有する組織・団体、(ウ) 市民生活に影響を与える企業・団体、以上の各組織・団体は、その性格上国民・市民に社会的責任を負う立場にある。例えば、現在、環境問題・製造物責任(PL)問題等、民間の企業でも市

民生活に影響を与える問題について等閑視することは許されない状況となつてゐる。非常に高度化した現代社会においては、以上の組織・団体は社会的責任を果たさなければ存立できないのは、明白である。では社会的責任はどのようにして果たすのか。それは、基本的には当該組織・団体がみずから活動内容・状況をオープンすること、すなわち、みずからの文書記録を保存して一般市民に公開することであろう。みずからの文書記録を保存公開すること、これが社会的責任を果たす普遍的方法といえる。このように各組織・団体がみずからの社会的責任を果たすという意味においても、「みずからが」「みずから」文書記録を保存公開しなければいけないのである。

次に、「みずからが」「みずから」文書記録を保存公開することが、なぜ民主主義と結び付くのか、この点について考察してみよう。そのため、ここでは行政機構設立の文書館を考察の対象とする。

まず第一に、行政機構「みずからが」「みずから」文書記録を保存公開することは、市民に行政活動に対しても言する機会を与えることを意味する。それは、市民みずからが行政活動に参加していく契機にもなる。いわば直接民主主義を保障することになるのである。

第二に、例え非現用の過去の文書記録であつても、それを保存公開することは、行政の流れを監視することができるようになる。先に述べたことが参加的機能であるとすれば、これは監視的機能であることができ、間接民主主義の別の形態ともいえる。

第三に、行政機構の文書記録を保存公開することは、行政機構みずからが社会的責任を果たすことになる。そのことはどのような意味を持つことになるのか。従来の日本の行政においては、上意下達はあつても、行政の結果について市民に責任を取ることは、ほとんど無かつたといつてよい。それは主権者不在の行政であつた。そのような日本の

行政において、行政の文書記録を保存公開することは、市民が主権者であることを確認し、市民に責任を取ることを意味することになる。文書館システムは、国民・市民が主権者であるということの、制度的表現である。また、これは、主権者である市民の委託を受けて遂行されている行政活動の過程で作成・受理された文書記録は、市民の共有財産である、という認識の別の表現形態でもありうる。

第四に、行政機構の文書記録の保存公開は、安藤論文の指摘にもあつたように、市民の権利を保障・擁護することになる。これもすぐれて民主主義的な性質といえよう。裁判での証拠資料として利用するために、文書館所蔵の文書記録が閲覧に供された事例は、すでにある。

第五に、文書館システムは、情報公開制度という市民の「知る権利」を下から支えるシステムである。情報公開制度は現用文書を対象とする。文書館システムは非現用の文書記録を対象とする。情報公開制度を「木の花」に例えたならば、文書館システムは「木の幹」「木の枝」と言える。情報公開制度を実のある制度とするためにも、非現用となつた文書記録をきちんと保存公開していくことが肝要である。情報公開制度を支える文書館システムは民主主義の屋台骨ともいえよう。

文書館と民主主義との関係を以上のようにみてみると、文書館システムの存在の有無が、また、文書館システムが存在していても、アーカイブズの理念に基づいてきちんと運営されているかどうかということが、民主主義の浸透をはかる一尺度となる。こうした意味において、文書館は、民主主義の原点・バロメーターといふことができる。

おわりに

以上、一九九〇年代初頭のアーカイブズ理解（到達点）をみてきた。日本におけるアーカイブズ理解は、九〇年代に入り、やつと歴史第一主義からテイクオフできる段階に達した。しかし、この理解は、まだ文書館界全体の理解となっていない。

戦後、アメリカからPTAのシステムが導入されたが、現在その理念は忘れ去られ、PTAは学校の下請け機関となっている。文書館も、文書館の理念が理解され得ず、「歴史研究の婢女」にならないとも限らない。

文書館は、日本ではまだ市民権を獲得しておらず、国民の文書館観はいわゆるタブララサである。そのため、各文書館の今後の活動の在り方が、日本国民の文書館観を規定するものとなる。それゆえ、文書館を「歴史研究の婢女」としないためにも、より一層アーカイブズ理解を深める必要がある。

一九八七年公文書館法が制定されたが、この法律は公文書館に関する法律であって、公文書の作成から廃棄に至るまでの、公文書のライフサイクル・管理システムに関する法律ではない。それゆえ、公文書館法制定後の現在でも、大多数の行政機構においては、公文書は、文書館に遠慮することなく、堂々と廃棄されているのが現状である。アーカイブズのより一層の理解・発展のためには、公文書館法ももちろん重要であるが、公文書のライフサイクル・管理制度を規定した「公文書法」・「公文書条例」という観点からの考察も、今後必要となろう。

註

- (1) 渡辺秀忠「文書館運動のための序説」（日本図書館研究会編『図書館界』Vol.9, No.4, 同会、一九五七年）。多治比郁夫「文書と文書館」（関西大学史学会編『史泉』第一号、同会、一九五八年）。多治比郁夫「アーカイブ（文書）について」（日本図書館研究会編『図書館界』Vol.11, No.4, 同会、一九五九年）。

- (2) 拙稿「山口県文書館における文書館観の変遷」（山口県文書館編『山口県文書館研究紀要』第一九号、同館、一九九二年、七七頁）。

- (3) アーカイブズの邦訳に際して、「史料」という言葉を、訳語として使用している例が見られる（例えば、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会誌『記録と史料』）。アーカイブズの訳語としての「史料」は、日本の国語辞典で解説されているような意味で使用されてはいない。「記録と史料」では、「史料」という言葉を、「記録（レコード）」のうち、歴史的・文化的な価値のゆえに、史料として永久に保存されるもの、あるいは保存すべきものを意味します。正確には、「記録史料」というべきですが、語呂の関係で単に史料としました」と、解説している。

本稿で訳語として使用してゐる「文書記録」は、古文書学における「文書」・「記録」でないのは当然である。古文書学の「文書」・「記録」の概念は、一般的の国民・市民には理解されでない。したがつて、「史料」より「文書記録」を訳語として使用した方が、混乱は少ないであらう。

もちろん、「文書記録」よりも適訳があれば、それを使用した方がよい。

(4) 小林蒼海「アーカイブズについて」(国立公文書館編

『北の丸』第一〇号、同館、一九八八年、四頁・一一頁)。

高橋実「文書館への招待」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『記録と史料』第一号、同協議会、一九九〇年、一一一頁)。

(5) 石坂昭雄「文化遺産としての『文書』と文書館制度の将来——欧米の実績に学んで——」(北海道立文書館編『北海道立文書館研究紀要』第六号、同館、一九九一年、二頁・四頁・六頁)。

(6) 北川前掲論文「文書館運動と史料保存運動のインター

フェイス」、四四頁。

(7) 安藤前掲論文「文書館についての四章」、三七頁。

(8) 北川前掲論文「文書館運動と史料保存運動のインター

フェイス」、四六頁。

(9) International Council on Archives, ICA Handbooks Series Volume 7. *Dictionary of Archival Terminology*, 2nd Revised Edition, 1988, p. 22.

(10) 安澤秀一『史料館・文書館学への道』、吉川弘文館、一九八五年、五三]～五四頁。

(11) 安藤前掲論文「文書館についての四章」、四一頁。

(12) 大藤修「史料と記録史料学」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『記録と史料』第一号、同協議会、一九九〇年、六九頁)。